

棄権は危険です

国勢に繁栄させよう

あなたの一票を

! かづべ



6月27日は投票日  
参議院議員選挙

▼ 投票所

第一投票所 鹿部村第一集会所  
(函バス車庫の裏)

第二投票所 本別青年研修所  
第三投票所 大岩公民館  
第四投票所 出来澗集会所  
第五投票所 シシペ集会所  
第六投票所 宮浜公民館

▼ 投票時間

午前7時から午後6時まで

▼ 開票日

即日開票 (午後7時30分から)

場所 村役場会議室

選挙特集号

おんきよ・こうほう

# 投票者不在

投票当日（六月二十七日）にやむを得ない事由で投票できない入院中の患者や妊娠婦、けがや病気のため歩くことが困難な人、投票当日やむを得ない用事で旅行または出張する人達のために、「不在者投票」があります。

今まで選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会にその旨請求してください。  
 ②投票当日、投票所に行って投票することができない旨の宣誓書（選管にあります。）に記名押印していただきます。  
 （印鑑を持参してください。）あとは選管職員の指示にした

投票当日（六月二十七日）にやむを得ない事由で投票できない入院中の患者や妊娠婦、けがや病気のため歩くことが困難な人、投票当日やむを得ない用事で旅行または出張する人達のために、「不在者投票」があります。

まで選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会にその旨請求してください。  
 ②投票当日、投票所に行って投票することができない旨の宣誓書（選管にあります。）に記名押印していただきます。  
 （印鑑を持参してください。）あとは選管職員の指示にした

## 出稼者は不在者投票をすませてから

がってください。

▽鹿部以外の町村からの請求の仕方

六月四日～六月二十六日までの間でできます

▽手続はかんたん

①不在者投票をしようとする選挙人は

投票当日の前日

（六月二十六日）

郵送します。

①自分が旅行、出張しているところから郵便、または電話で不在者投票用紙の請求をします。

▽不在者投票のできる時間

六月四日～六月二十六日までの毎日午前八時三十分～午後五時までできます。（日曜祭日でもできます。）

④二人以上の候補者の氏名を書いたもの

⑤候補者のほかに余計なことを書いたもの

⑥誰の氏名を書いたかわからないもの

▽不在者投票のできる時間

②定められた投票用紙以外のものを使用したもの

③候補者でない者の氏名を記載したもの

④二人以上の候補者の氏名を書いたもの

⑤候補者のほかに余計なことを書いたもの

⑥誰の氏名を書いたかわからないもの

## 無効投票をなくしましよう

なくしましよう

③この郵送を受けとつたら、中を開封することなく、そのまま自分のいる町村の選管に行き投票をします。

あとはその町村の選管職員の指示にしたがってください。

▽出漁前に不在者投票を

投票当日の午前七時から午後六時までの間に出漁しなければならない方

せっかく投票しても、次のように

な投票は無効となり、棄権したと同じ結果になります。

①何も書かないで白紙で投票したるもの

②定められた投票用紙以外のものを使用したもの

③候補者でない者の氏名を記載したもの

④二人以上の候補者の氏名を書いたもの

⑤候補者のほかに余計なことを書いたもの

⑥誰の氏名を書いたかわからないもの

## 投票順序



## 棄権をなくして

### 明るい選挙

#### 入場券は届きましたか

#### 棄権防止のために

#### サイレンを吹鳴します

六月二十七日の選挙投票当日には、棄権防止のためと明るく正しい選挙啓発のために、次のとおり

い選挙啓発のために、次のとおりサイレンの吹鳴をしますので、火災とまちがわないようご注意ください。

サイレン吹鳴の時間  
午前七時（投票開始）

正午  
午後五時（投票終了一時間前）



先に

わたくしたちの日常生活は政治に直接むすびついています。税金や物価が高くなったり、安くなったりするのも、道路や橋をなおしたりするのも、学校や住宅を建てたりすることも、すべて政治によって左右されます。

この政治を行なうのは、わたくしが選挙した代表者です。

今まで選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会にその旨請求してください。  
 ②投票当日、投票所に行って投票することができない旨の宣誓書（選管にあります。）に記名押印していただきます。  
 （印鑑を持参してください。）あとは選管職員の指示にした

投票当日よく入場券を忘れてくます。まだ届いていない方は選挙管理委員会に申し出てください。

選挙当日よく入場券を忘れてくます。まだ届いていない方は選挙管理委員会に申し出てください。

このように有権者の意見を政治に反映させる唯一の手段となる国に与えられた選挙権をむざむざとすててしまふようなことはやめましょう。棄権をしないよう必ず投票しましょう。

# 6月27日に選挙のできる人、できない人

年令満二十才以上の人で引続き三ヶ月以上鹿部村の区域内に住所のある人は選挙権があります。

▽選挙人名簿  
選挙権があつても選挙人名簿に登録されていませんと投票することができません。

この名簿は永久選挙人名簿といわれ、登録には次の三種があります。

△定時登録▼  
毎年九月一日現在で住民基本台帳に登録されている人の中から、選挙人名簿登録の条件にあつた人を選挙管理委員会が職権で九月十日に登録します。

△選挙時登録▼  
選挙を行なうつどくられる名簿のために登録することです。

定時登録後、選挙権を得た人や瀕死している人のために作られるのです。このたびの参議院議員選挙では次の表

にあてはまる人が新しく登録される人です。

年令要件	住所要件	その他
昭和26年6月28日までに生まれた人	6月2日を基準日として、鹿部村に3月2日までに転入してきた人 (転入してから3ヶ月以上経過している者) 3月2日以後の転入者には選挙権はありません	6月2日を基準日として、2月1日以前に鹿部村から出て行つた人(転出者)は鹿部村では選挙はできません。 (転出して4ヶ月を経過していれば抹消)これら的人は鹿部村の選挙人名簿からは抹消されています。 また、2月1日以降の転出は鹿部村で投票できます。 (4ヶ月に満たない者で表示されている者)
"	"	△第四投票所(出来潤集会所) 投票管理者 同職務代理者 投票立会人
"	"	△第五投票所(シシベ集会所) 投票管理者 同職務代理者 投票立会人

△第六投票所(宮浜公民館)  
投票管理者  
同職務代理者  
投票立会人

この時も住民基本台帳に登録されていることが条件になります。

※住所要件

同一区域内に三ヶ月以上住所の村から転入してきた人は住民基本台帳に転入届をした日から三ヶ月以上たつていなければ選挙人名簿にのりません。

△第七投票所(鹿部第一集会所)  
投票管理者  
同職務代理者  
投票立会人

この時も住民基本台帳に登録されないと選挙人名簿に登録される資格がありながら、登録されていないことがわかったときは、その人をただちに登録します。

## △選挙権

年令満二十才以上の

定時登録や選挙時登録をしたあと選挙人名簿に登録される資格がありながら、登録されていないことがわかったときは、その人をただちに登録します。

## 投票所内では

### こんな注意を

各投票所の投票管理者と投票立会人氏名

△第一投票所(鹿部第一集会所)  
投票管理者 浜村正三郎  
同職務代理者 浜村正夫  
投票立会人 山本正志

△第二投票所(本別青年研修所)  
投票管理者 古城猶吉  
同職務代理者 佐々木成克  
投票立会人 平田徳太郎  
投票立会人 辻山ナミ子

△第三投票所(大岩公民館)  
投票管理者 飯田長一郎  
同職務代理者 佐々木成克  
投票立会人 平田徳太郎  
投票立会人 辻山ナミ子

△第四投票所(出来潤集会所)  
投票管理者 飯田長一郎  
同職務代理者 佐々木成克  
投票立会人 平田徳太郎  
投票立会人 辻山ナミ子

△第五投票所(シシベ集会所)  
投票管理者 飯田長一郎  
同職務代理者 佐々木成克  
投票立会人 平田徳太郎  
投票立会人 辻山ナミ子

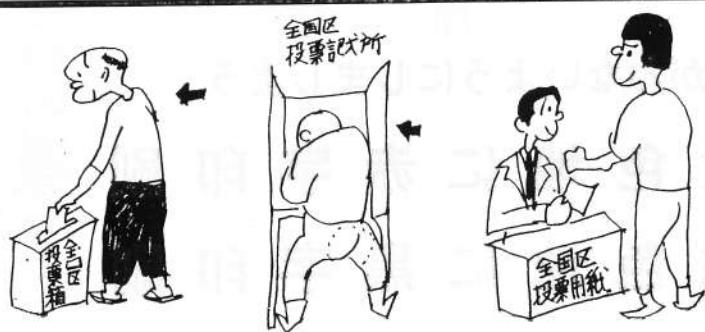
△第六投票所(宮浜公民館)  
投票管理者 池岡繁四郎  
同職務代理者 井口健次  
投票立会人 岩崎英夫  
投票立会人 岩崎英夫

△第七投票所(鹿部第一集会所)  
投票管理者 池岡繁四郎  
同職務代理者 井口健次  
投票立会人 岩崎英夫  
投票立会人 岩崎英夫

△第八投票所(鹿部第一集会所)  
投票管理者 池岡繁四郎  
同職務代理者 井口健次  
投票立会人 岩崎英夫  
投票立会人 岩崎英夫

△第九投票所(鹿部第一集会所)  
投票管理者 池岡繁四郎  
同職務代理者 井口健次  
投票立会人 岩崎英夫  
投票立会人 岩崎英夫

△第十投票所(鹿部第一集会所)  
投票管理者 池岡繁四郎  
同職務代理者 井口健次  
投票立会人 岩崎英夫  
投票立会人 岩崎英夫



## 選挙違反の知識

### ▽戸別訪問の禁止

公職選挙法では何人であつても選挙運動のために戸別に家庭を訪問してはならないことになっています。

この中には個人演説会の開く日時を知らせるために戸別毎に歩くこともあります。

訪問とは、必ずしも家中に入ることばかりでなく、門前、軒下なども含まれますので注意しましょう。

### ▽飲食物提供の禁止

飲食物とは、なんら加工をしなくとも、そのまま飲食できるもの料理、弁当、酒、ビール、ジュース、菓子、果物などをいい、これらの提供は、候補者が選挙人や運動員に出すことはもちろん、第三者が候補者や運動員に出すのも禁止されます。

△ポスター掲示場へのいたずら  
ポスター掲示場は村内三十四ヶ所に設置されております。  
このポスター掲示場をこわしたり、ポスターをやぶいたり、いたずら書きをしたりすると罰せられますから注意してください。

## 投票の順序……変わりました

### 地方区・全国区別に一回投票

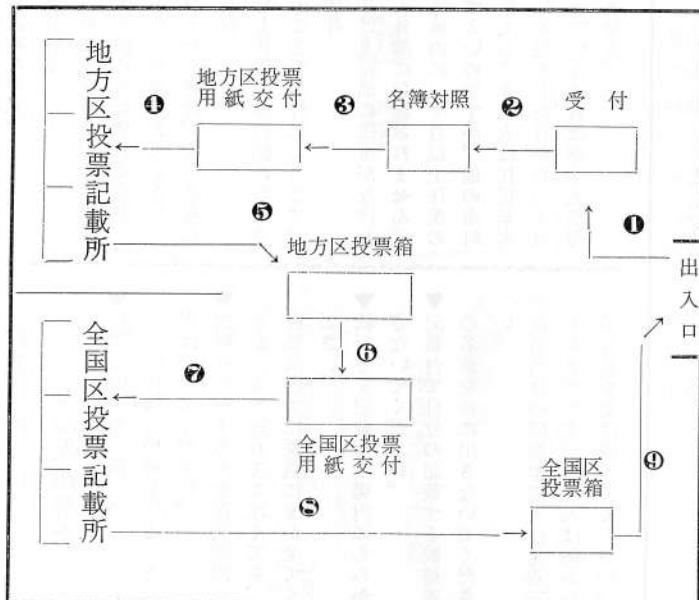
今回の参議院議員選挙より地方区、全国区別に二回投票するようになります。

これは従来のように地方区も全国区も同時に記載し、同時に投票箱に入れておりましたが、これらの投票の中には地方区の投票用紙に全国区の候補者の名を記載するまちがいが数多く見受けられました。そのため、せっかく投票しても無効となってしまうために、今

回からは地方区の投票用紙を先に交付し、地方区の方の投票を先にします。そのあと、全国区の投票用紙をもらって全国区の投票をするということで二回投票することになります。したがって入場券も二度使います。

くわしい投票の順序などは、二ページから三ページにかけて載っている下欄のマンガを参考にしてください。

会場見取図



# この一票まさかせて悔いのない人に

棄権しないで投票しましょう

投票記載をまちがわないようにしましょう

全国区は～黄色地に赤字印刷  
地方区は～桃色地に黒字印刷